

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【公開番号】特開2014-2100(P2014-2100A)

【公開日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-001

【出願番号】特願2012-138612(P2012-138612)

【国際特許分類】

G 04 C 3/00 (2006.01)

G 04 C 10/00 (2006.01)

G 04 G 17/06 (2006.01)

G 04 G 19/00 (2006.01)

【F I】

G 04 C 3/00 J

G 04 C 10/00 D

G 04 G 1/00 302

G 04 G 1/00 310X

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月19日(2015.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気エネルギーを充電する蓄電体、および、前記蓄電体の正極または負極に固定されたリード板を備える蓄電体ユニットと、

前記蓄電体ユニットが組み込まれるムーブメントと、を備える充電式電子時計であつて、

前記リード板は、前記蓄電体の側方に延出された延出部を備え、

前記延出部には、前記蓄電体の厚さ方向に伸びる導通突起部および当接突起部が形成され、

前記導通突起部および前記当接突起部の少なくとも一方は弾性を有し、

前記ムーブメントは、前記蓄電体のリード板が固定された電極に導通する導通部と、前記導通部に対向する当接部とを備え、

前記導通部および前記当接部間に、前記導通突起部および前記当接突起部が配置され、前記導通突起部が前記導通部に接触され、前記当接突起部が前記当接部に当接されていることを特徴とする充電式電子時計。

【請求項2】

請求項1に記載の充電式電子時計において、

前記導通突起部および前記当接突起部はそれぞれ弾性を有する

ことを特徴とする充電式電子時計。

【請求項3】

請求項2に記載の充電式電子時計において、

前記当接突起部の弾性力は、前記導通突起部の弾性力よりも大きい

ことを特徴とする充電式電子時計。

【請求項4】

請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の充電式電子時計において、前記導通突起部および前記当接突起部は、前記蓄電体の厚み寸法内に配置されていることを特徴とする充電式電子時計。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の充電式電子時計において、前記ムーブメントは正極がグランド電極に設定され、前記リード板は前記蓄電体の負極に固定され、前記蓄電体ユニットは、前記ムーブメントに組み込まれていることを特徴とする充電式電子時計。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれかに記載の充電式電子時計において、前記導通部は、前記ムーブメントに固定された導通ピンであることを特徴とする充電式電子時計。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の充電式電子時計において、前記導通ピンは、電子時計の裏蓋側から文字板側に向かうにしたがって直径が大きくなるテーパ面部と、前記テーパ面部の文字板側に連続し、かつ、前記テーパ面部の最大直径よりも小さな直径とされた導通部とを備え、前記テーパ面部および前記導通部の連続部分には段差が形成され、

前記リード板の前記導通突起部は、前記導通部に接触することを特徴とする充電式電子時計。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれかに記載の充電式電子時計において、前記リード板は、前記延出部の延出方向とは異なる方向で前記蓄電体の側方に突出する突出部を備えることを特徴とする充電式電子時計。

【請求項 9】

ムーブメントに組み込まれる時計用の蓄電体ユニットであって、電気エネルギーを充電する蓄電体と、前記蓄電体の正極または負極に固定されたリード板とを備えて構成され、前記リード板は、前記蓄電体の側方に突出する延出部を備え、前記延出部には、前記蓄電体の厚さ方向に伸びる導通突起部および当接突起部が形成され、前記導通突起部および前記当接突起部の少なくとも一方は弾性を有することを特徴とする蓄電体ユニット。